受診される皆様へ

重要な お知らせ

令和4年10月1日から初診時選定療養として 紹介状なく受診した際、 診療科ごとにご負担いただきます

国の方針により当院(地域医療支援病院)に義務づけられた制度です。



初診時 5,500円(税込) - 7,700円(税込)

- ●初診とは、次のいずれかの場合と国で定められています。
 - ア 当院を初めて受診する場合
 - イ 過去に当院を受診したことがあっても、その傷病に係る診療が終了している場合
 - ウ 当院での診療を任意で中止し、1か月以上経過した後に診療を受ける場合

初めて、同じ日に2つの診療科を初診



2科分 15,400円(税込)

※代わりに、医療費の請求額から一部減額となります。

通院中で、同じ日に1つの診療科を初診



1科分 7,700円(稅込)



A科通院中に別症状があって、ご自身の希望によりB科 を初診した場合(A科医師が、B科医師へ院内紹介した 場合を除く)

秋田赤十字病院長 担当:医事課 作成日:R4.9.14